

消費税法

本試験問題

〔第一問〕

問1 次の(1)・(2)の各問に答えなさい。

(1) その課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合（その課税期間に係る基準期間がない場合を含む。）であっても、消費税法第9条第1項の規定が適用されずに、課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて納税義務が課される課税期間について簡潔に述べよ。

※ 消費税法第9条第1項の規定が適用されないこととなる各規定において、各規定が一定の法人を対象とする場合の当該法人の定義（該当要件）及び消費税法施行令の内容については触れる必要はない。

〔第一問〕問1

(2) その課税期間において課税事業者である者等は、消費税法第45条の規定に基づき消費税の確定申告書を提出しなければならないこととされている。この消費税の確定申告書の提出期限について、提出すべき者の態様ごとに述べよ。

TAC予想問題

●実力完成答練 第3回〔第一問〕

問1 甲社は、平成29年10月4日にA社とB社の合併により新たに設立（設立日における資本金額は1,100万円である。）された法人であり、納税義務の判定に関する資料は次のとおりである。
甲社の合併事業年度（平成29年10月4日から平成29年12月31日まで）の翌事業年度である当事業年度（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）について消費税法第9条第1項（小規模事業者に係る納税義務の免除）の規定の適用を受けないことになるが、その場合の根拠となる法令を述べなさい。

●実力完成答練 第3回〔第一問〕

問2 新設分割により設立された乙社の設立事業年度の納税義務に関して適用が想定される規定について述べなさい。

なお、解答にあたっては、用語の意義、新設分割親法人が2以上ある場合、消費税法施行令により規定されている事項、有租規定、新設法人及び特定新規設立法人の意義、解散法人がある場合、情報の提供、調整対象固定資産及び高額特定資産に該当する資産を取得した場合の取り扱いについて触れる必要はない。

●直前予想答練 第1回〔第一問〕

問2 次の(1)及び(2)の問いに答えなさい。

(1) 甲社は、賃貸用マンション（建物）を他の者から当課税期間において2,000万円（税抜）で購入している。
この場合の消費税法令の適用関係はどのようになるか、その法令の根拠も含めて述べなさい。

(2) 解答にあたっては、高額特定資産の意義についても解答しなさい。

ただし、棚卸資産の意義及び調整対象固定資産の意義については、触れる必要はない。

●補助問題 第4回〔第一問〕問1【設問2】

【設問1】の規定における別段の定めのうち、消費税法第9条の2（前年等の課税売上高による納税義務の免除の特例）について述べなさい。

●理論ドクター

消費税の納税申告書（還付申告書及び中間申告書を除く。）の提出期限について簡記しなさい。

●補助問題 第2回〔第一問〕問2

下記の①～③の各事業者における当課税期間の状況に応じ、提出すべき又は提出できる消費税の申告書について、該当する内容を次の枠内の記述から解答を示し、その理由を述べなさい。
なお、特に断りが無い限り、各事業者は課税事業者に該当している。

また、資料以外の事項は考慮する必要はない。

- イ 確定申告書を提出しなければならない。
- ロ 還付を受けるための申告書を提出することができる。
- ハ 提出すべき又は提出できる申告書はない。

ズバンの中!

〔第一問〕問2 (1) 課税事業者Aは甲商店街で雑貨の小売店を営む個人事業者である。この度、近隣の港湾施設（港湾法第2条第5項に規定する港湾施設である。）に月に一回程度、外国から外国人旅行者が乗船したクルーズ船が寄港することとなった。このため、Aは準備が整い次第、クルーズ船が寄港する日に港湾施設内に臨時で輸出品販売場を開設することにした。 なお、甲商店街には、商店街内の手続委託型輸出品販売場に関する手続きを受託する免税手続カウンターが設置されているが、Aの店舗は輸出品販売場の許可を受けていない。また、Aの事業は同店舗の営業のみである。	●実力完成答練 第4回〔第一問〕 問1 消費税法に規定する輸出品販売場における輸出品の譲渡に係る消費税の免税制度に関して、次の点について簡潔に述べなさい。 (1) 免税制度の内容 (2) 輸出品販売場の意義 (3) 輸出品販売場における物品の譲渡について消費税の免除を受けるために、その譲渡時において行う手続き（販売方法） (4) 輸出品販売場を経営する事業者が免税の適用を受けるために行う書類等の保存 ●全国公開模試〔第一問〕問1 (4) 株式会社E社（輸出品販売場の許可を受けている。ただし基地内輸出品販売場、手続委託型輸出品販売場には該当しない。）は、輸出品販売場で外国人旅行者Fに消耗課税物品aを10個（1個あたり70,000円）及び消耗課税物品bを2個（1個あたり2,000円）、販売した。										
〔第一問〕問2 (3) 課税事業者Cは、起業5年目でアイデア日用品の製造卸売業を営む個人事業者である。これまでCの売上高は毎年1,500万円前後であったが、昨年末、新商品が話題となったことから、昨年はこれまでで最高の売上高1,800万円、これに伴う消費税及び地方消費税を合わせた年間の納税額も30万円とこれまでの最大額であった。 今年は年初よりこれまでになく活況で、最終的な売上高もこれまでの3～4倍規模と見込んでいる。 事業開始からこれまででは、一年間の税額を確定申告で一度に納税していたが、このような状況から、今年は、半年分について、その期間の売上げ、仕入れ等、取引金額に応じた納税を行うことにした。	●補助問題 第2回〔第一問〕 問1 甲株式会社の子会社である当課税期間（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）に係る中間申告について説明しなさい。 なお、前課税期間（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）における確定申告書に記載した確定消費税額は500,000円、中間納付税額は300,000円、納付税額200,000円であることを前提とする。										
〔第一問〕問2 (4) 課税事業者Dは、平成19年に資本金1,000万円で設立された事業年度1年の3月決算法人である。Dの課税売上高は、これまでいずれの課税期間とも3,000万円前後であったことから、消費税法第37条第1項に規定する届出書を提出して簡易課税制度を適用して申告を行ってきた。 ところが、当課税期間中である12月20日に火災が発生し事業用設備が焼失したことから、これに代わる新しい事業用設備を翌年1月上旬に850万円（税込価格）で急遽購入し、購入後、1月20日から通常どおり営業を再開した。 Dは営業再開後、2月上旬に当課税期間の消費税の納税額等を試算したところ、この設備購入により当課税期間については簡易課税制度を適用せずに申告を行えば還付となることとが確定であることが分かったので、当課税期間については還付申告を提出することにした。 なお、翌課税期間以後については、改めて簡易課税制度を適用して申告を行うことを予定している。	●直前予想答練 第1回〔第一問〕問3 (1) 当社は（事業年度は4月1日から翌年3月31日まで）は、消費税の仕入控除税額の計算について簡易課税制度（消費税法第37条第1項（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）に規定する方法を適用していましたが、平成30年6月20日に発生した地震により倉庫が損壊し、緊急な設備投資等を行う必要が生じたため、当課税期間（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）において一般課税（消費税法第30条第1項（仕入れに係る消費税額の控除）に規定する方法をいう。）に変更することはできますか？ なお、当社は、平成29年3月に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出して、前課税期間（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）から消費税の仕入控除税額の計算について簡易課税制度を適用していました。 また、当社の前々課税期間（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）であり、納税義務は免除されていません。）の課税売上高は54,972,000円であり、前々課税期間中の当該課税売上高に係る対価の返還等の金額は982,800円でした。 このほかに消費税に関して特筆すべき事情はありません。										
〔第二問〕問1 前提資料4 4. 甲社は、平成14年7月20日に「消費税簡易課税制度選択届出書」（消費税法第37条第1項に規定する届出書）を提出している。なお、その後「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」（消費税法第37条第5項に規定する届出書）の提出をしたことはない。また、これまでに「消費税課税事業者選択届出書」（消費税法第9条第4項に規定する届出書）を提出したこともない。	●実力完成答練 第3回〔第二問〕前提資料5 5 甲社は、課税事業者に該当後速やかに消費税法第57条第1項に規定する届出書（消費税課税事業者届出書）を提出し、平成29年3月15日に平成28年12月1日から平成29年3月31日を適用開始課税期間とする消費税法第37条第1項（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）に規定する届出書（消費税簡易課税制度選択届出書）を提出している。 なお、その後、消費税法第37条第5項に規定する届出書（消費税簡易課税制度選択不適用届出書）は提出していない。										
〔第二問〕問1〔資料〕6 (2) 「家賃収入」の内訳は、次のとおりである。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 設計事務所に係るもの</td><td>1,800,000円</td></tr> <tr> <td>② 居住用に係るもの</td><td>6,360,000円</td></tr> <tr> <td>③ 駐輪場代</td><td>36,000円</td></tr> </tbody> </table>	① 設計事務所に係るもの	1,800,000円	② 居住用に係るもの	6,360,000円	③ 駐輪場代	36,000円	●実力完成答練 第3回〔第二問〕資料2 付記事項(3) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 甲社ビルによる賃貸収入</td><td>11,100,000円</td></tr> </tbody> </table> 上記金額の内訳は、次のとおりである。 イ 貸事務所に係るもの（4,200,000円） ロ 住宅に係るもの（6,900,000円） 上記金額には、当課税期間に住宅の賃借人と駐車場（甲社ビルとは独立している下記②の月極駐車場である。）の契約をしたことにより収受した金額180,000円が含まれている。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>② 月極駐車場による賃貸収入</td><td>1,440,000円</td></tr> </tbody> </table>	① 甲社ビルによる賃貸収入	11,100,000円	② 月極駐車場による賃貸収入	1,440,000円
① 設計事務所に係るもの	1,800,000円										
② 居住用に係るもの	6,360,000円										
③ 駐輪場代	36,000円										
① 甲社ビルによる賃貸収入	11,100,000円										
② 月極駐車場による賃貸収入	1,440,000円										

ズバリ的中!

〔第二問〕問 1 7. 甲社の前課税期間に係る確定消費税等の額は660,500円（消費税520,200円、地方消費税140,300円）である。	●補助問題 第1回 資料5 5 甲社の前事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）に係る確定申告（期限内申告）による消費税等の額は、5,084,900円（消費税4,020,000円、地方消費税1,064,900円）である。																																								
〔第二問〕問 2 前提資料5 5. A社は、前課税期間まで課税売上割合が95%未満となる場合の課税期間（平成24年4月1日以後に開始する課税期間については、課税期間における課税売上高が5億円を超える課税期間を含む。）については、個別対応方式（消費税法第30条第2項第1号に規定する計算方法）により仕入れに係る消費税額の計算を行っている。また、消費税法第30条第3項第2号に規定する「課税売上割合に準ずる割合」の承認は受けていない。	●補助問題 第4回〔第二問〕 4. 甲社は、課税売上割合が95%未満となる課税期間（平成24年4月1日以後に開始する課税期間については、課税期間における課税売上高が5億円を超える課税期間を含む。）については、課税標準額に対する消費税額から控除する仕入れに係る消費税額の計算に当たり、個別対応方式（消費税法第30条第2項第1号に規定する計算方式）により計算を行っており、当課税期間においても、個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われているものとする。なお、消費税法第30条第3項第2号に規定する「課税売上割合に準ずる割合」の承認は受けていない。																																								
〔第二問〕問 2〔資料〕1 1. A社の各課税期間における取引は次のとおりである。なお、前事業年度以前の課税期間については、すべて消費税の課税事業者である。	●補助問題 第3回〔第二問〕問2〔資料〕1 1. A社の平成28年4月1日から30年3月31日までの営業成績は次のとおりである。 A社 (単位：円)																																								
<table><tr><th>取引の状況</th><th>自平成27年4月1日 至平成28年3月31日 前々々事業年度</th><th>自平成28年4月1日 至平成29年3月31日 前々事業年度</th><th>自平成29年4月1日 至平成30年3月31日 前事業年度</th></tr><tr><td>I 資産の譲渡等の金額</td><td>2,516,169,270円</td><td>2,733,132,984円</td><td>2,534,040,603円</td></tr><tr><td> Iのうち非課税取引に係るもの</td><td>5,501,036円</td><td>155,375,174円</td><td>4,927,874円</td></tr><tr><td> Iのうち免税取引に係るもの</td><td>11,344,550円</td><td>34,299,970円</td><td>51,684,600円</td></tr><tr><td>IIの売上げに係る対価の返還等（非課税取引、免税取引に係るものは含まれていない）</td><td>483,192円</td><td>509,112円</td><td>458,136円</td></tr></table>	取引の状況	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日 前々々事業年度	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日 前々事業年度	自平成29年4月1日 至平成30年3月31日 前事業年度	I 資産の譲渡等の金額	2,516,169,270円	2,733,132,984円	2,534,040,603円	Iのうち非課税取引に係るもの	5,501,036円	155,375,174円	4,927,874円	Iのうち免税取引に係るもの	11,344,550円	34,299,970円	51,684,600円	IIの売上げに係る対価の返還等（非課税取引、免税取引に係るものは含まれていない）	483,192円	509,112円	458,136円	<table><tr><th>取引の状況</th><th>自平成28年4月1日 至平成28年9月30日</th><th>自平成28年10月1日 至平成29年3月31日</th><th>自平成29年4月1日 至平成30年3月31日</th></tr><tr><td>I 資産の譲渡等の金額</td><td>23,097,032</td><td>29,438,040</td><td>86,071,865</td></tr><tr><td> Iのうち非課税取引に係るもの…(イ)</td><td>2,200</td><td>2,500</td><td>1,403,000</td></tr><tr><td> Iのうち免税取引に係るもの…(ロ)</td><td>0</td><td>0</td><td>12,567,000</td></tr><tr><td>IIの売上げに係る対価の返還等（(イ)、(ロ)に係るものはない）</td><td>442,000</td><td>516,400</td><td>726,000</td></tr></table>	取引の状況	自平成28年4月1日 至平成28年9月30日	自平成28年10月1日 至平成29年3月31日	自平成29年4月1日 至平成30年3月31日	I 資産の譲渡等の金額	23,097,032	29,438,040	86,071,865	Iのうち非課税取引に係るもの…(イ)	2,200	2,500	1,403,000	Iのうち免税取引に係るもの…(ロ)	0	0	12,567,000	IIの売上げに係る対価の返還等（(イ)、(ロ)に係るものはない）	442,000	516,400	726,000
取引の状況	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日 前々々事業年度	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日 前々事業年度	自平成29年4月1日 至平成30年3月31日 前事業年度																																						
I 資産の譲渡等の金額	2,516,169,270円	2,733,132,984円	2,534,040,603円																																						
Iのうち非課税取引に係るもの	5,501,036円	155,375,174円	4,927,874円																																						
Iのうち免税取引に係るもの	11,344,550円	34,299,970円	51,684,600円																																						
IIの売上げに係る対価の返還等（非課税取引、免税取引に係るものは含まれていない）	483,192円	509,112円	458,136円																																						
取引の状況	自平成28年4月1日 至平成28年9月30日	自平成28年10月1日 至平成29年3月31日	自平成29年4月1日 至平成30年3月31日																																						
I 資産の譲渡等の金額	23,097,032	29,438,040	86,071,865																																						
Iのうち非課税取引に係るもの…(イ)	2,200	2,500	1,403,000																																						
Iのうち免税取引に係るもの…(ロ)	0	0	12,567,000																																						
IIの売上げに係る対価の返還等（(イ)、(ロ)に係るものはない）	442,000	516,400	726,000																																						
〔第二問〕問 2〔資料〕4 (3)「当期商品仕入高」の内訳は、次のとおりである。 ① 国内の事業者からの仕入高 1,080,262,000円 ② 国外からの仕入で保税地域から引き取った輸入商品仕入高 13,611,000円 なお、上記金額には輸入商品について税関に納付した消費税787,500円及び地方消費税212,500円が含まれている。	●補助問題 第4回〔第二問〕〔資料〕6 (6)「当期商品仕入高」の内訳は、次のとおりである。 ① 国内の事業者からの特殊鋼の仕入高 158,000,000円 ② 保税地域から引き取った特殊鋼の輸入商品仕入高 14,500,000円 上記金額には、引取りに際して税関に納付した消費税882,000円及び地方消費税238,000円が含まれている。																																								
〔第二問〕問 2〔資料〕4 (7)「福利厚生費」の内訳は、次のとおりである。 ① 社内の慶弔規定に基づく祝金及び香典 80,000円 ② 代表者及び従業員の健康診断費用 1,022,000円 上記金額のうち、代表者分50,000円、本社の総務・経理事務に従事する従業員分108,000円、接客販売に従事する従業員分864,000円である。 ③ パーゲンセール時に接客販売に従事する従業員に支給した弁当購入費 400,000円	●補助問題 第4回〔第二問〕〔資料〕6 (11)「福利厚生費」の内訳は、次のとおりである。 ① 社内の慶弔規定に基づき支出した、祝儀及び香典等の慶弔費 170,000円 ② 国内における従業員の慰安旅行費用（入湯税3,300円を含む） 759,300円 ③ 従業員全員が利用することのできるリゾート会員権の年会費 56,160円 ④ 外部の契約食盤に支払った従業員の昼食代 128,540円																																								
〔第二問〕問 2 (8)「広告宣伝費」の内訳は、次のとおりである。 ② ウェブサイト広告掲載料 1,118,800円 これは、外国法人C社（国内に支店等を有していない。）に支払った金額（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当する。）であり、当該ウェブサイトにはA社の商品の広告が掲載されている。	●全国公開模試〔第二問〕 ⑤「事業対策費」は、甲法人のレストラン事業及び物品販売事業に関連するデータの電子保存を行うクラウドサービスの提供として国外事業者に該当する外国法人へ支払ったものである。 当該役務提供は、事業者向け電気通信利用役務の提供に該当しており、契約書において、リバースチャージ方式の適用対象取引に該当する旨が記載されている。																																								
〔第二問〕問 2 (11)「旅費交通費」の内訳は、次のとおりである。 ② 接客販売に従事する従業員の転勤に伴う転居に要する旅費 300,000円 上記金額は、A社の旅費規程に基づき現金で支払われたもので、転居に伴う旅費として通常必要と認められる金額である。	●実力完成答練 第1回〔第二問〕 ③ 旅費交通費（814,800円（仮払消費税等2,520円）） 上記金額の内訳は、次のとおりである。 イ 本社事務所に勤務する社員の転居のための旅費 31,500円（仮払消費税等2,520円） 上記金額は、職務を遂行するための転居費用として通常必要と認められる金額である。																																								
〔第二問〕問 2〔資料〕4 (13)「水道光熱費」は、店舗に係るもの25,716,000円及び本社事務所に係るもの1,032,000円の合計額である。 (14)「地代家賃」の内訳は、次のとおりである。 ① 店舗と国内倉庫の家賃 506,000,000円 ② 本社事務所の家賃 10,368,000円	●直前予想答練 第2回〔第二問〕〔資料〕4 (12)「水道光熱費」の内訳は、次のとおりである。 ① 甲社の小売店舗に係る水道光熱費 1,290,650円 ② 甲社の本社に係る水道光熱費 3,870,500円 ③ 甲社の商品倉庫に係る水道光熱費 99,400円 (14)「地代家賃」の内訳は、次のとおりである。 ① 甲社の小売店舗に係る家賃 1,800,000円 ② 甲社の本社に係る駐車場用地の賃借料 480,000円																																								

ズバリ的中!

〔第二問〕問2 14 「地代家賃」の内訳は、次のとおりである。 ③ 指定保税地域内の倉庫の家賃 19,440,000円 上記は、国内の法人D社から倉庫一棟を借りているもので、倉庫及び倉庫内の管理、商品の搬入搬出等はすべてA社が行っている。	●実力完成答練 第1回〔第二問〕 ハ 指定保税地域内の倉庫の家賃 3,732,480円 上記倉庫は、輸出用製品及び輸入商品（上記3)②参照）保管用倉庫である。
〔第二問〕問2 17 「リース料」の内訳は、次のとおりである。 ② 役員用車両のリース料 504,360円 このリース料は、平成26年1月31日契約し同日引渡しを受けたもので、賃貸借期間5年、5年間の賃貸借料総額3,023,358円であり、当該賃貸借契約は中途解約も可能となっている。	●実力完成答練 第1回〔第二問〕 ⑨ 賃借料（456,000円（仮払消費税等36,480円）） 上記金額は、本社事務所で使用しているコピー機のリース契約（平成29年6月契約及び引渡し、リース期間5年、リース料総額2,462,400円（うち消費税等の金額182,400円））に係る1年分のリース料であり、当該リース契約は、オペレーティングリース取引に該当する。
〔第二問〕問2 19 「支払手数料」の内訳は、次のとおりである。 ① 社宅の管理のための清掃費用 388,800円	●補助問題 第3回〔第二問〕 18 「その他の営業経費」の内訳は、次のとおりである。 ② 社宅の管理のための清掃費用 120,000円
〔第二問〕問2 22 「受取利息」の内訳は、次のとおりである。 ① 国内銀行の預金利息 142,530円 ② 国外の金融機関（非居住者）における外貨預金利息 18,300円 ③ 内国法人乙社の社債利息 900,000円	●直前予想答練 第2回〔第二問〕 18 「受取利息・配当金」には、国内の銀行に預け入れた外貨預金の利息14,900円、保有社債（すべて国内の事業者が発行したもの）の受取利子42,000円、保有株式（外国株式を含む）に係る剰余金の配当108,000円（うち外国株式に係る配当27,000円）が含まれているが、この他はすべて本邦通貨の預金利息である。
〔第二問〕問2 24 「有価証券売却益」800,000円は、国内証券投資信託甲を売却したことによるものである。なお、当該投資信託の帳簿価額は、20,000,000円であった。	●直前予想答練 第2回〔第二問〕 24 「投資有価証券売却益」の内訳は、次のとおりである。 ② 海外の法人K社の株式の売却に係るもの 750,000円 当該株式の売却時の帳簿価額は20,000,000円であった。なお、当該株式は券面がなく国内の振替機関で取扱う有価証券である。
〔第二問〕問2 25 「雑収入」の内訳は、次のとおりである。 ① 従業員から取受した社宅の家賃 4,699,200円 ④ 障害者雇用助成金 1,200,000円 （この助成金は、新たに障害者を雇用したことでE県より交付されたものである。）	●補助問題 第2,3回〔第二問〕 20 「雑収入」の内訳は、次のとおりである。 ① 従業員以外の者から取受した共同住宅の家賃 6,200,000円 ② 従業員から取受した社宅の家賃 2,200,000円 ④ 雇用調整助成金（雇用保険法の規定によるものである。） 630,000円
〔第二問〕問2 ② 電力会社より取受した電柱の敷地の利用料 2,250円 （電力会社の電柱の敷設のため、A社敷地について使用許可を与えている。）	●実力完成答練 第2回〔第二問〕〔資料2〕 付記事項1)③ ハ 電力会社から受け取った貸ビル敷地内の土地使用に伴う電柱使用料（11,340円）
〔第二問〕問2 27 「償還差損」は、内国法人乙社の社債（額面30,000,000円、購入金額30,300,000円）が償還されたことに伴い、計上したものである。	●直前予想答練 第2回〔第二問〕 22 「雑損失」は、甲社が保有していた内国法人I社の社債が、当課税期間において満期償還を迎えた際に計上した、取得価額920,000円と償還金額900,000円の差額である。

ズバリ的中!